

第29回ガスシステム改革小委員会
(平成28年2月23日)より抜粋

5 経過措置料金規制に係る指定基準について

- 前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る指定基準については、以下のとおり。

指定基準について

<一般ガス事業者>

<STEP 1> ※ストックに係る指標

直近年度末の都市ガス利用率が50%超であるか否か



<STEP 2> ※フローに係る指標

小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数×1/2
> 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他燃料採用件数

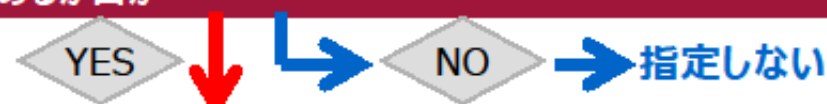
※直近3年間の合計ベース。



<簡易ガス事業者>

<STEP 1> ※ストックに係る指標

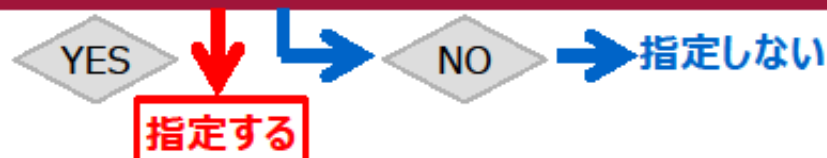
直近年度末の旧簡易ガス事業者のシェアが50%超であるか否か



<STEP 2> ※フローに係る指標

小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数×1/2
> 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。



- (注1) 都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方をを用いることを認めることとする。
- (注2) 小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万㎡未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000㎡未満の需要。
- (注3) 旧簡易ガス事業者のシェアとは、これまでの本小委員会でもお示ししたとおり、当該供給地点群における調定件数÷(供給地点数-空き地・空き家の数)。
- (注4) 前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

ガスの経過措置料金規制に係る解除基準

参考資料 5 - 2

第29回ガスシステム改革小委員会
(平成28年2月23日)より抜粋

6 経過措置料金規制に係る解除基準について

- 前述の考え方を踏まえた経過措置料金規制に係る解除基準については、以下のとおり。

解除基準について

<旧一般ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率が50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧一般ガス事業者による都市ガス供給採用件数 $\times 1/2 \leq$ 当該旧一般ガス事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。また、他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数が、「 $\leq$ 」のトリガーとなった場合には、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があることに加え、都市ガスの小売全面自由化に係る認知度が小口需要において50%以上であることを追加的な要件とする。

- ③直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力がある
- ④小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 $\leq$ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

YES

解除する

NO

解除しない

<旧簡易ガス事業者>

以下のいずれかに該当するか否か

- ①直近の当該旧簡易ガス事業者のシェアが50%以下
- ②小口需要に係る新築物件・既築物件について、当該旧簡易ガス事業者によるガス供給採用件数 $\times 1/2 \leq$ 当該旧簡易ガス事業者のシェアを踏まえた他燃料採用件数

※直近3年間の合計ベース。

- ③小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 $\leq$ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数

YES

解除する

NO

解除しない

(注1) 都市ガス利用率や旧簡易ガス事業者のシェアを算定するに当たっては、前述の一般世帯におけるガス需要の獲得・離脱に係る考え方を用いることを認めることとする。

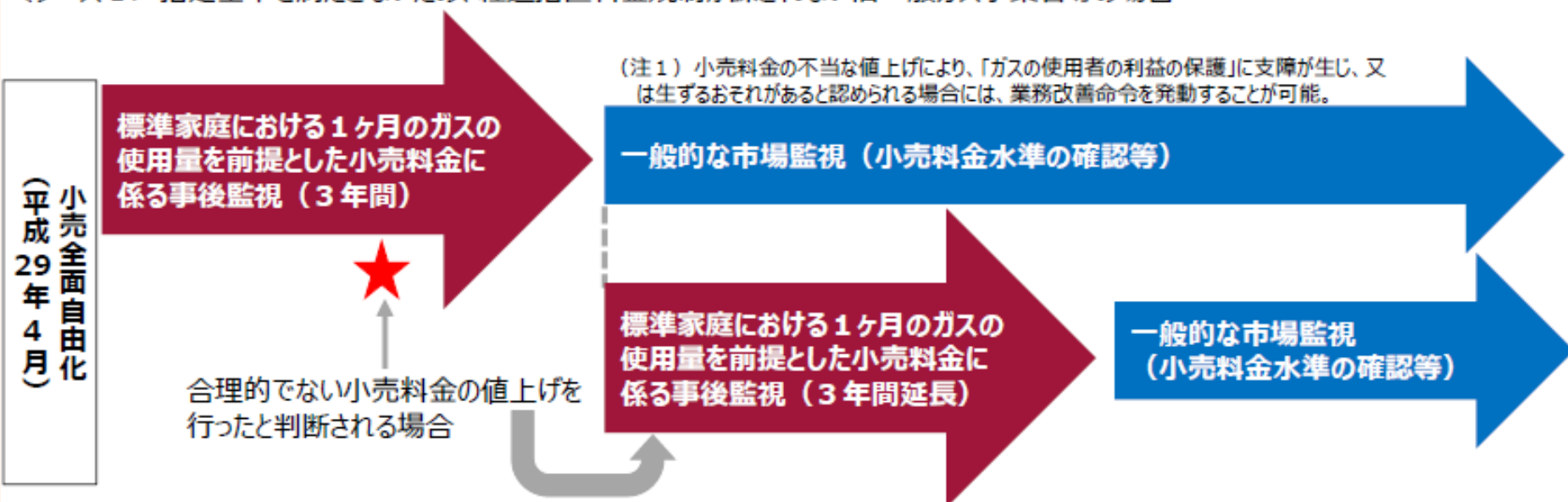
(注2) 小口需要とは、一般ガス事業者の場合は年間使用量10万m³未満の需要、簡易ガス事業者の場合は1,000m³未満の需要。

(注3) 旧一般ガス事業者に係る解除基準②については、既築物件における獲得件数・離脱件数のうち、他のガス小売事業者との競争に係るものについては、平成32年度に経過措置料金規制を解除するか否かの判断を行う際に、平成29年度から平成31年度までの3年度間における獲得件数・離脱件数を初めて勘案する。

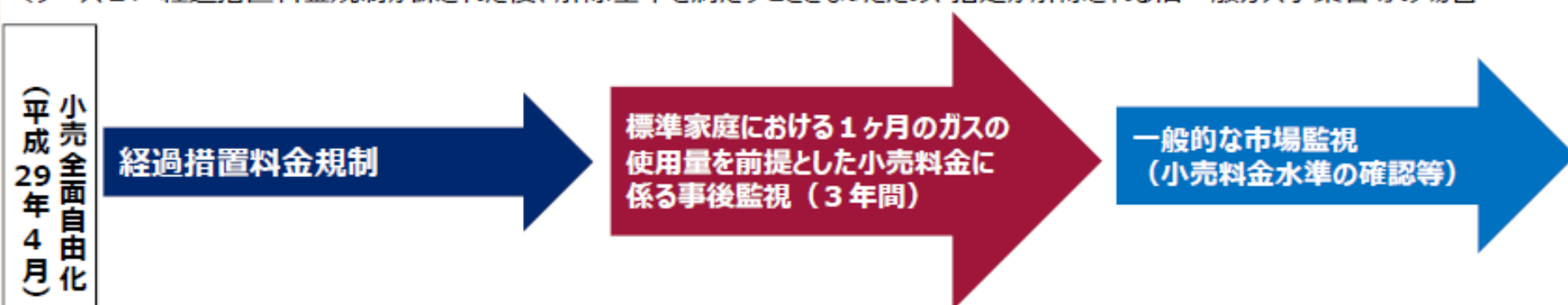
(注4) 前回の本小委員会でお示した競争状態を正しく評価する観点からの留意点については、上記の場合においても同様。

事後監視の基本的なイメージ

＜ケース1＞ 指定基準を満たさないため、経過措置料金規制が課されない旧一般ガス事業者等の場合



＜ケース2＞ 経過措置料金規制が課された後、解除基準を満たすこととなったため、指定が解除される旧一般ガス事業者等の場合



（注2）3年間の事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合において、これを延長する点については、ケース2においても同様。

（注3）いずれのケースにおいても、都市ガス利用率が50%以下である旧一般ガス事業者等については、標準家庭における小売料金に係る事後監視の対象外。ただし、一般的な市場監視については、全てのガス小売事業者に対して行う。